

第25期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

フィンテック グローバル株式会社

「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社が発行している新株予約権の概要

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第7回 新株予約権 (2009年 12月28日)	52個	普通株式 5,200株	無償	33	2011年12月28日 ～2019年11月30日	当社従業員
第8回 新株予約権 (2010年 12月28日)	74個	普通株式 7,400株	無償	41	2012年12月28日 ～2020年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第9回 新株予約権 (2011年 12月28日)	100個	普通株式 10,000株	無償	32	2013年12月28日 ～2021年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第10回 新株予約権 (2012年 12月28日)	335個	普通株式 33,500株	無償	30	2014年12月28日 ～2022年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第11回 新株予約権 (2013年 12月27日)	395個	普通株式 39,500株	無償	53	2015年12月28日 ～2023年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第13回 新株予約権 (2015年 1月26日)	675個	普通株式 67,500株	無償	213	2017年1月27日 ～2024年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第20回 新株予約権 (2018年 12月25日)	2,085個	普通株式 208,500株	無償	145	2020年12月28日 ～2028年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第1回 新株予約権 (株式報酬型) (2017年 2月27日)	597個	普通株式 59,700株	116	1	2017年2月28日 ～2047年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第2回 新株予約権 (株式報酬型) (2018年 2月27日)	893個	普通株式 89,300株	102	1	2018年2月28日 ～2048年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)
第3回 新株予約権 (株式報酬型) (2019年 2月27日)	998個	普通株式 99,800株	167	1	2019年2月28日 ～2049年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)

(注)1. 第7回、第8回、第9回、第10回、第11回、第13回及び第20回新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の当該新株予約権全部を放棄する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または当該新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の当該新株予約権全部を放棄する。

2. 第1回、第2回及び第3回新株予約権(株式報酬型)の行使条件

新株予約権者は、当社において、取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	第7回新株予約権	20個	普通株式 2,000株	2名
	第8回新株予約権	20個	普通株式 2,000株	2名
	第9回新株予約権	20個	普通株式 2,000株	2名
	第10回新株予約権	100個	普通株式 10,000株	2名
	第11回新株予約権	100個	普通株式 10,000株	2名
	第13回新株予約権	140個	普通株式 14,000株	2名
	第1回新株予約権 (株式報酬型)	597個	普通株式 59,700株	2名
	第2回新株予約権 (株式報酬型)	893個	普通株式 89,300株	4名
	第3回新株予約権 (株式報酬型)	998個	普通株式 99,800株	4名
当社社外取締役	—	—	—	—
当社監査役	—	—	—	—

(注) 第7回、第8回、第9回、第10回、第11回及び第13回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

2018年12月25日発行の第20回新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の交付をした人数	47名	23名
新株予約権の数	1,520個	565個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 152,000株	普通株式 56,500株
権利行使時の1株当たり払込金額	145円	
新株予約権の行使期間	2020年12月28日から2028年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。</p> <p>②その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。	
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第25期事業年度に係るものに限る）の承認議案のいずれかにつき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)又は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>	

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

2018年11月8日開催の取締役会において、第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議し、2018年12月4日に発行しましたが、2019年3月18日にその全ての行使が完了しております。本新株予約権の概要は下記の通りであります。

発行決議日	2018年11月8日
新株予約権の数	150,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,000,000株 (新株予約権 1個当たり 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり65円 (総額 9,750,000円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初118円とする。但し、行使価額は、以下に従い修正される。 本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は59円とする。
新株予約権の行使期間	2018年12月5日から2020年12月4日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、割当先との間で締結したコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 また当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする）に、本新株予約権 1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、2社が当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテックグローバル株式会社（以下「FGI」という）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
- (2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または常勤監査役等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
- (3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長及び取締役会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。
- (4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主要な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査役、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益な取扱いを行わない仕組みを構築する。

- (5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
- (6) FGIグループは反社会的勢力との取引は行わず、また、反社会的勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

(1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。

- ① 信用リスク
- ② コンプライアンスリスク
- ③ 流動性リスク
- ④ オペレーショナルリスク

(2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。

(3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
- (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
- (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
- (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制
 - (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
 - (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

FGIは、監査役から求めがある場合には、速やかに監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととする。

9. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) FGIは、監査役スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に常勤監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 監査役スタッフの監査役補助職務に対する指揮命令権は、監査役が有するものとし、取締役からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査役に報告するため次の体制を整備する。

 - (1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査役による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査役に都度報告する。
 - (2) 監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

- (1) 監査役は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。
- (2) 監査役は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。
- (3) 監査役は、取締役会へ出席し、適時かつ確に職務執行状況を把握するため、経営会議等会議体の議事録、資料等を閲覧できる。
- (4) 監査役は、必要に応じて、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の主な取り組みを行っております。なお用語の定義は、「業務の適正を確保するための体制」と同様であります。

(1) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・ FGIは、すべてのFGIグループの役職員の遵守規範として「FGIグループ行動規範」を定め、コンプライアンスについては別途、「FGIグループコンプライアンス規範」を制定して周知しております。
- ・ FGIは、FGIグループの法務・コンプライアンスに関する業務を専門に行う法務・コンプライアンス部を設置しており、FGIの重要な稟議事項については、法務・コンプライアンス部の合議を経ることとしております。
- ・ FGIはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関としており、経営上の重要課題として全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス推進に係わる事項を審議しております。
- ・ 社内教育については、子会社を含む役職員を対象としたコンプライアンス研修を開催し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ・ 内部通報制度はFGI及び主要な子会社の「内部通報規程」に定められており、FGIのコンプライアンスオフィサー、法務・コンプライアンス部長、外部弁護士、監査役等を内部通報窓口として運用しております。

- ・ FGIグループにおいて金融商品取引業を行う会社（FGIを含む3社）は、2017年3月に金融庁から公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを採択し、2017年9月に「顧客本位の業務運営を実現するための方針」を策定、公表しましたが、これに関する取組みを進めました。
- ・ FGIグループは重要な事項について法的な検討を実施するため、必要に応じ顧問弁護士に相談しております。

(2) リスク管理に関する取り組みの状況

- ・ リスク管理については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、FGIグループの重要なリスクについて情報共有、現状分析、意見交換をいたしました。

(3) 取締役の職務執行

- ・ 当事業年度において、取締役会を18回開催し、月次業績等の定例報告事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について決議・報告するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。また取締役、執行役員及び執行部門の部門長をもって構成される経営会議を13回開催して、全般的業務執行方針、重要な業務の執行に関する事項等を協議、報告しております。
- ・ 投融資案件に関しては、審査部門により投融資先の事業内容、信用状況、担保・保証等の状況、成長性及び採算性などが検討され、投融資額が50百万円以下の場合は審査部門長により決裁されます。当該金額を超える投融資案件は取締役社長が決裁し、1.5億円超の案件は経営会議で協議の上、取締役会において決裁しております。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を組織変更の都度並びに効率化及び適正性の観点から見直しております。

(4) グループ会社管理に関する体制

- ・ 「関係会社管理規程」における子会社及び関連会社によるFGIへの報告、合議、承認に関する事項を運用することで、子会社及び関連会社の業務の適正性を確保しております。
- ・ 主要な子会社に対しては、FGIから取締役・監査役を派遣し、その業務執行を監督しております。

(5) 監査役の職務執行

- ・ 監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき監査を行っております。監査役会は、当事業年度に12回開催いたしました。
- ・ 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な稟議決裁書類等を閲覧することで、重要情報や問題点を共有しております。子会社については、子会社の取締役から業務執行状況につき聴取を行い、子会社の監査役と情報交換をしております。
- ・ 会計監査人や内部監査室との情報・意見交換を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(6) 内部監査の状況

- ・ 内部監査室が、「内部監査規程」に基づき監査計画を策定の上、主要なグループ会社を含めて内部監査を実施しております。なお、内部監査結果は、取締役会及び監査役会に報告しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

①連結子会社の数	20社
国内連結子会社の数	15社
在外連結子会社の数	5社
②主要な連結子会社の名称	フィンテックアセットマネジメント(株) フィンテックグローバルトレーディング(株) FGIキャピタル・パートナーズ(株) フィンテックM&Aソリューション(株) SGI-Group B.V. SGI-Aviation Services B.V. (株)パブリック・マネジメント・コンサルティング (株)ムーミン物語 飯能地域資源利活用合同会社 (株)ライツ・アンド・ブランズ
③連結子会社の異動	
重要性が増したことによる増加	2社 (株)ライツ・アンド・ブランズ、(株)葵
新規設立による増加	1社 (株)KuKKula

(2) 非連結子会社の数 6社

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①持分法を適用した関連会社の数 | 2社 |
| 国内持分法適用関連会社の数 | 2社 |
| ②主要な持分法適用関連会社の名称 | (株)アダコテック、(株)ジオプラン・ナムテック |
| ③持分法適用会社の異動 | 2社 |
| 連結子会社から持分法適用会社になったことによる増加 | 2社 |

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 3社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 他の会社の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった主要な当該他の会社等の名称

アクシスモーション(株)

関連会社としなかった理由

投資育成のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の方針の決定に対して重要な影響力を与えることを目的とするものではないためであります。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

会社名	決算日	
(株)ムーミン物語	3月31日	*1
(株)ライツ・アンド・ブランズ	3月31日	*1
虎ノ門ハム(株)	12月31日	*1
飯能地域資源利活用合同会社	6月30日	*2
SGI-Group B.V. (SGI-Aviation Services B.V.とその子会社3社含む)	6月30日	*2

*1 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

*2 決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ 時価法

③棚卸資産

商品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、在外子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

その他 2～4年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）、商標権についてはその効果の及ぶ期間（11年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社グループは投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生日以後10年以内の期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」「固定負債」の「その他」に含めておりました「リース債務」(前連結会計年度698千円、2,215千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1.有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	137,112千円
工具、器具及び備品	485,125千円
その他	10,630千円
合計	632,868千円

2.担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金(定期預金)	20,000千円
営業投資有価証券	837,606千円
販売用不動産	339,104千円
建物及び構築物	4,641,850千円
土地	492,147千円
消去されている連結子会社株式	8,900千円

②担保に係る債務

短期借入金	310,500千円
1年内返済予定の長期借入金	675,168千円
長期借入金	5,608,305千円

3.保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

Tube(株)の借入金	105,840千円
-------------	-----------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 201,109,600株

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2009年12月18日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	5,200株
2010年12月21日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	7,400株
2011年12月21日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	10,000株
2012年12月21日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	33,500株
2013年12月20日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	39,500株
2014年12月19日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	67,500株
2017年2月10日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	59,700株
2018年2月9日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	89,300株
2019年2月12日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	99,800株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資家もしくは金融機関から適時・適切な必要資金の調達を行い、プリンシパルインベストメントに使用しております。これらの事業に関して、適切なリスク管理に取り組み、リスクに見合った利益を獲得できる優良資産の維持・拡大に努める方針であります。

デリバティブ取引は、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループのプリンシパルインベストメントは、当社グループ自身が資金拠出者として投融資を行う業務であり、その貸付債権や投資有価証券は、案件参加者の信用リスク・投融資対象資産や担保資産に関する価値及び市場価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にテーマパーク設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建有価証券に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社グループ各社の諸規程に従い、個別案件毎の与信審査（プロジェクトのスキームの審査も含む）を行うとともに、定期的にモニタリングを行って、期日や残高、プロジェクトの状況の管理をしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、支払金利等の変動リスクを抑制するために、当社グループが行う融資と、そのための必要資金の調達における固定金利・変動金利のマッチングを推進しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金管理担当部門が資金繰計画を作成・更新し、回収資金と資金返済の期日を集約して管理することで、手許流動性を一定水準に維持するなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注2) をご参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,533,187	2,533,187	-
(2) 受取手形及び売掛金	727,499		
貸倒引当金 (※1)	△11,895		
	715,603	715,603	-
(3) 営業投資有価証券	2,964	2,964	-
(4) 営業貸付金	548,625		
貸倒引当金 (※1)	△86,123		
	462,501	462,501	-
(5) 投資有価証券	12,859	12,859	-
(6) 長期貸付金	50,000		
貸倒引当金 (※1)	△110		
	49,890	49,890	-
資 産 計	3,777,007	3,777,007	-
(1) 支払手形及び買掛金	213,256	213,256	-
(2) 短期借入金	373,904	373,904	-
(3) 未払法人税等	98,999	98,999	-
(4) 長期借入金 (1年内返済 予定の長期借入金を含む)	6,839,228	6,909,493	70,264
(5) リース債務 (※2)	1,023,406	1,022,767	△638
負 債 計	8,548,795	8,618,421	69,626

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) リース債務は流動負債、固定負債の合計額であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(4) 営業貸付金、(6) 長期貸付金

営業貸付金及び長期貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒れが懸念される債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 営業投資有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価については、時価のある株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	203,359
投資事業有限責任組合出資金	17,176
リミテッド・パートナーシップへの出資金	185,834
匿名組合出資金	112,999
信託受益権	837,606
投資有価証券	
非上場株式	1,329
投資事業有限責任組合出資金	378
関係会社株式等	196,482
その他	19
その他(関係会社出資金)	
投資事業有限責任組合出資金	4
関係会社株式等	10

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,533,187	-	-	-
受取手形及び売掛金	727,499	-	-	-
営業貸付金	21,800	361,760	-	-
長期貸付金	-	33,328	16,672	-
合計	3,282,487	395,088	16,672	-

(※) 営業貸付金のうち、実質的に経営破たん陥っている債務者に対する債権、貸倒れが懸念される債権等、償還予定額が見込めない165,065千円は含めておりません。

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	373,904	-	-	-	-	-
長期借入金	752,968	396,611	235,094	251,450	5,138,200	64,905
リース債務	215,881	223,429	231,279	239,442	113,372	-
合計	1,342,754	620,040	466,373	490,892	5,251,572	64,905

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	37円	03銭
1株当たり当期純損失	8円	08銭

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) 棚卸資産の評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～47年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社は投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【表示の変更に関する注記】

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「関係会社出資金」(前事業年度6千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

【貸借対照表に関する注記】

1.減価償却累計額

建物	18,238千円
工具、器具及び備品	67,444千円
合計	85,683千円

2.貸出コミットメント契約

貸出コミットメントの総額	2,095,000千円
貸出実行残高	415,838千円
貸出未実行残高	1,679,161千円

3.保証債務

関係会社の以下の債務に対し、保証を行っております。

Tube(株)の借入金	105,840千円
合計	105,840千円

4.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,185,886千円
長期金銭債権	281,256千円
短期金銭債務	202,991千円
長期金銭債務	2,114,501千円

5.担保に供している資産及び債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 (定期預金)	20,000千円
販売用不動産	339,104千円
建物	41,436千円
土地	48,457千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	310,500千円
1年内返済予定の長期借入金	19,668千円
長期借入金	70,305千円

【損益計算書に関する注記】**関係会社との取引****営業取引による取引高**

売上高	533,374千円
売上原価・販売費及び一般管理費	153,297千円
営業取引以外の取引高	135,043千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	3,842,700	千円
賞与引当金繰入超過額	10,562	千円
貸倒引当金繰入額	119,661	千円
退職給付引当金繰入超過額	27,455	千円
貸倒損失	504,264	千円
固定資産売却益	481,248	千円
営業投資有価証券評価損	370,721	千円
投資有価証券評価損	20,720	千円
関係会社株式評価損	226,689	千円
その他	165,400	千円
繰延税金資産小計	5,769,425	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 3,842,700	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,926,725	千円
評価性引当額	△ 5,769,425	千円
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金資産の純額	—	千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	フィンテックグロー バルトレーディング (株)	(所有) 直接100.0 間接-	経営指導・業務 委託契約、出向 契約、資金の援 助、役員の兼任	資金の貸付(注1)	10,035	短期貸付金	270,838
				-	-	長期貸付金	225,969
				利息の受取(注1)	6,228	未収利息	22,984
				-	-	長期未収利息	5,287
	(株)パブリック・マネ ジメント・コンサル ティング	(所有) 直接83.8 間接-	経営指導・業務 委託契約、資金 の援助	資金の貸付(注1)	120,000	-	-
				資金の回収	80,000	短期貸付金	40,000
				利息の受取(注1)	872	未収利息	223
	(株)ムーミン物語	(所有) 直接43.6 間接9.9	経営指導・業務 委託契約、出向 契約、定期建物 賃貸借契約、資 金の援助、役員 の兼任	不動産賃料の 受取(注2)	250,459	売掛金	29,697
				敷金預り	110,000	長期預り金	111,801
	虎ノ門ハム(株)	(所有) 直接95.0 間接-	経営指導・業務 委託契約、資金 の援助	資金の貸付(注1)	78,500	-	-
				資金の回収	10,000	短期貸付金(注4)	263,832
				-	-	未収利息(注4)	7,538
				-	-	長期借入金	2,000,000
				資金の貸付(注1)	400,000	短期貸付金	400,000
飯能地域資源利活用 合同会社	(所有) 直接- 間接-	資金の借入、資 金の援助	利息の受取(注1)	4,909	-	-	
			資金の貸付(注1)	400,000	短期貸付金	400,000	
(株)Kukkula	(所有) 直接- 間接-	匿名組合出資先	匿名組合出資	285,000	関係会社出資金	285,000	
メツア2号投資事業 有限責任組合	(所有) 直接100.0 間接-	投資事業有限責 任組合先	投資事業有限 責任組合出資	636,000	関係会社出資金	635,275	
(株)葵	(所有) 直接100.0 間接-	資金の援助	資金の回収	120,000	-	-	
			利息の受取(注1)	2,672	-	-	
関連会社	Tube(株)	(所有) 直接- 間接15.0	債務保証、役員 の兼任	金融機関借入に 対する債務保証 (注3)	105,840	-	-

(取引条件等の決定方針)

(注1) 資金の貸付については、市場水準を勘案して利率及び手数料を決定しております。

(注2) 賃料の決定は、近隣の賃料相場を参考にして、協議の上決定しております。

(注3) 当社は、Tube(株)の金融機関借入に関して債務保証をしております。尚、取引金額は債務保証を行っている金額を記載しております。

(注4) 虎ノ門ハム(株)への貸付金等に対し、255,155千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において84,811千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	40円	43銭
1株当たり当期純損失	7円	07銭